用語の解説

1 保険料納付状況

平成12年度及び13年度の保険料の納付状況を基に、以下のように区分した。

(1)納付者

平成 12 年4月以降の保険料を納付したことがある者であって、13 年度中に法定・申請免除期間又は学生納付特例期間のある者を除く。

① 完納者

平成12年4月~14年3月までの24月の保険料をすべて納付している者。ただし、 平成12年5月以降に資格を取得した者については、資格取得した月以降の保険料を全 月納付している者。

② 一部納付者

完納者以外の納付者。

(2) 未納者

平成 12 年 4 月~14 年 3 月までの 24 月の保険料を 1 月も納付していない者。ただし、平成 12 年 5 月以降に資格を取得した者については、資格取得した月以降の保険料を 1 月も納付していない者。

なお、平成13年度中に法定・申請免除期間又は学生納付特例期間のある者を除く。

(3) 申請免除者

平成13年度中に申請免除期間のある者。

(4) 学生納付特例者

平成13年度中に学生納付特例期間のある者。

2 都市規模区分

平成13年10月1日現在の人口を基に以下のように区分した。

(1) 大都市

東京都特別区部及び政令指定都市。

(2) 中都市

上記以外の人口 20 万以上の市及び県庁所在市。

(3) 小都市 • 町村

上記以外の人口20万未満の市及び町村。

3 総所得金額

平成14年の市区町村民税課税台帳の総所得金額(平成13年所得)に基づいている。 総所得金額は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、雑 所得、一時所得からなり、収入金額から必要経費(売上原価、減価償却費等)を除いたも のである。

4 届出適用者・手帳送付者

(1) 届出適用者

自らが届出を行い被保険者となった者。

(2) 手帳送付者

加入届が未届である者に対して年金手帳を送付することにより第1号被保険者としたもの。